

神奈川県小児等在宅医療推進会議設置要綱

(目的)

第1条 在宅療養を行う医療依存度の高い小児等に対して、必要な医療・福祉サービスが提供され、安心して療養ができるよう、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、県内で小児等の在宅医療を支える体制の構築を図るため、「神奈川県小児等在宅医療推進会議」(以下「推進会議」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 次の取組みに対する課題の抽出と対応策の協議
 - ア 厚木地域及び小田原地域におけるモデル事業の取組み
 - イ こども医療センターが他の関係機関等と連携している取組み
- (2) (1) アの取組みの全県展開に向けた拡大策の協議
- (3) その他県内の小児等在宅医療の課題に関する協議

(委員)

第3条 推進会議は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、選定する。

- (1) 医療・保健分野の立場にある者
 - (2) 福祉分野の立場にある者
 - (3) 教育分野の立場にある者
 - (4) 在宅医療を必要とする小児等への専門的な支援に携わる者
- 3 委員の任期は平成30年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(座長)

第4条 推進会議に座長を置く。

- 2 座長は、神奈川県保健福祉局保健医療部長とする。
- 3 座長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 座長に事故あるときは、座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、神奈川県保健福祉局保健医療部医療課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は座長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年7月25日から施行する。

この要綱は、平成28年1月6日から施行する。

この要綱は、平成29年2月2日から施行する。